

徳島県告示第百八十六号

室戸阿南海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

室戸阿南海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部を改正する告示

室戸阿南海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例（平成十二年徳島県告示第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第三十六項」を「第十一条第三十七項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年三月二十八日から施行する。